

# 令和 8 年度主任介護支援専門員研修 開催要項

## 1. 目的

介護保険サービスや他の保険・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的として開催します。

## 2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

※本研修は介護支援専門員資質向上事業実施要項(平成 26 年 7 月 4 日老発 0704 第 2 号厚生労働省老健局通知の別紙)に基づき実施するものです。

## 3. 期日・開催場所・定員

	期日	会場	定員
1 期	8 月 8 日（土）～9 日（日）	朱鷺会館 (出雲市西新町 2 丁目 2456-4)	80 名
2 期	8 月 22 日（土）～23 日（日）		
3 期	9 月 5 日（土）		
4 期	10 月 4 日（日）～5 日（月）		
5 期	10 月 14 日（水）～15 日（木）		
6 期	12 月 16 日（水）～17 日（木）		

## 4. 受講対象者・受講要件

介護支援専門員の業務について知識と経験を有する介護支援専門員であり、（１）から（４）の要件を全て満たす者。

- (1) 申し込みの時点で、現に介護支援専門員として実務に従事している者。（※ 1）
- (2) 介護支援専門員専門研修課程 I 及び II または更新研修(実務経験者)を修了した者。
- (3) 次の①から④までのいずれかの要件を満たす者
  - ①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年(60 か月)以上である者（※ 2）
  - ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、研修申し込みの時点で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して 3 年(36 か月)以上である者（※ 2）
  - ③介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として現に地域包括支援センターに配置されている者。
  - ④専任、兼任に関わらず、研修開始日時点で介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年(60 か月)以上の者でかつ、業務に関して十分な知識と経験を有する者として島根県知事が適当と認める者(次のアまたはイに該当する者)
    - (ア) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。（※ 3）
    - (イ) 現に地域包括支援センターに勤務し、または新たに地域支援包括センターに主任介護支援専門員として配置が予定されている者で市町村長の推薦があった者。
- (4) 本研修終了後、主任介護支援専門員の情報を必要とする研修団体等に対して島根県から修了者の氏名等を提供する事について承諾する者

※ 1 受講申し込みにあたって事例書類一式を提出して頂きます。提出された事例は研修の中で使用します。  
※ 2 「専任」とは常勤専従を指します。なお、管理者との兼務は期間として算定出来るものとします。  
※ 3 「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修（介護支援専門員の実務研修・専門・更新・再研修、主任介護支援専門員研修及び更新研修）の事をいいます。

## 5.申込期間・方法・受講料等

### (1) 申込期限

**令和8年6月26日(金) 13時までに申し込んでください。**

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ (<https://www.shimane-fjc.com/>)」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎてからの受講申込は受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。
- 『研修受講サポートシステム』での申し込みが出来ない場合は島根県福祉人材センターまでお問合せください。

### (2) 添付書類

『研修受講サポートシステム』のフォーム内に下記①～⑧をアップロードし、添付してください。

#### 【必ず添付するもの】

- ①介護支援専門員証の写し
- ②介護支援専門員専門研修兼更新研修（専門研修課程Ⅰ）（専門研修課程Ⅱ）の修了証書の写し
- ③様式1「介護支援専門員実務経歴証明書」

※なお、受講申し込み後、①～③に加えて「事例」をご提出ください。（詳細は下記6のとおりです）

#### 【該当の方が添付するもの】

- ④ケアマネジメントリーダー養成研修修了証写しまたは認定ケアマネージャー資格証明書写し【4.受講対象者・受講要件(3)②に該当する者のみ】
- ⑤職員の配置証明書（様式2）【4.受講対象者・受講要件(3)③に該当する者のみ】
- ⑥講師等実績申告書（様式3）【4.受講対象者・受講要件(3)④(ア)に該当する者のみ】
- ⑦受講推薦書（様式4）【4.受講対象者・受講要件(3)④(イ)に該当する者のみ】
- ⑧戸籍抄本等や公的証明書の写し【添付書類の氏名が異なる場合のみ】

### (3) 受講決定

- ①『研修受講サポートシステム』の申込み後、受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後1週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。
- ② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

### (4) 受講料等

**受講料 20,000円（消費税非課税）**

**テキスト代 4,400円（消費税課税）**

【使用テキスト】『4訂介護支援専門員研修テキスト(主任介護支援専門員研修)』（一般社団法人日本介護支援専門員協会）

※本研修では上記書籍をテキストとして使用します。受講料に合わせてテキスト代をお支払いください。

※「受講決定通知」にあわせて「受講料請求書」を送付します。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

## 6. 事例の提出について ※個人を特定できない加工など、個人情報の取扱いにご注意ください。

申し込みと合わせて下記の通り事例の提出をお願いします。提出された事例は研修中に使用します。

●内容：事例一式 ※別紙「事例提出(スーパービジョン／事例研究)のお願い」を参照ください。

A：事例提出様式

B：第1表 居宅サービス計画書（1）または施設サービス計画書（1）

C：第2表 居宅サービス計画書（2）または施設サービス計画書（2）

D：第3表 週間サービス計画表または第4表（日課計画表）

※B～Dについて介護予防のケースのみを担当されている方は「介護予防サービス・支援計画票」等

E：アセスメントシート（様式任意）

F：課題整理総括表

G：評価表

●提出方法：申込期間中にA～Gを郵送（または持参・Eメール）で本センターへお送りください。

## 7. 修了認定について

- ①修了認定については全科目履修に加えて、各項目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は自己評価・修了テスト及び受講態度により判断します。修了認定された方には島根県知事名の修了証明書を交付します。
  - ②全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・中抜け等は原則として認められません。確実な受講ができるよう、スケジュール等について各自調整をお願いします。
  - ③修了認定は研修終了後に行い、修了証書の即日発行は出来ません。ただし修了日は研修終了日となります。
  - ④受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は研修期間中または終了後であっても受講または修了取り消しの措置を取る事があります。
  - ⑤主任介護支援専門員研修を修了しても介護支援専門員証の更新は出来ません。
- ※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

## 8. 特定一般教育訓練給付制度について

「令和8年度主任介護支援専門員研修」は、厚生労働大臣より「特定一般教育訓練講座」の指定を受けています。要件を満たす受講生は、受講費用の一部が研修修了後に支給されます。詳しくはお近くのハローワーク等にお問い合わせください。

## 9.会場アクセス

朱鷺会館 大ホール（出雲市西新町2丁目2456番地4）



## 10.お問合せ

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当：三神・昌子

TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-56-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿、名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規定」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。